平成２４年（フ）第２２３２号
大阪市西淀川区西島１丁目１番100号
破産者　関西低温流通有限会社
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２３３号
大阪府吹田市江坂町１丁目23番33―６Ｂ号
破産者　ブリスグラス有限会社
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３０７号
大阪府東大阪市吉原２丁目７―26、商業登記簿上の本店所在地大阪府八尾市新家町２丁目96番地の１
破産者　有限会社島根石材工芸
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４号
島根県出雲市西代町28番地
破産者　玉木　純一
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１２９号
鹿児島県伊佐市菱刈前目2156番地
破産者　有限会社川畑石油ガス
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
北海道小樽市幸１丁目６番63号
破産者　有限会社総建工業
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第４７９３号
千葉県白井市名内340番地の２
破産者　有限会社インスアンドアニマル
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９０号
東京都国立市北１丁目２番の12山本マンションＥ
破産者　林　まり子
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３７５号
東京都国立市北１丁目２番地40プレジール国立
破産者　有限会社ＳＩＲＥＮＡ
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４６３号
東京都青梅市新町４丁目３番地の７グレースマンションフジ207
破産者　成瀬　進一
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４６４号
東京都青梅市新町４丁目３番地の７グレースマンションフジ207
破産者　成瀬　絹子
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５２４号
東京都町田市木曽西１丁目２番44号ガーデン境川Ｂ
破産者　河合　襄二
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３３３６号
横浜市保土ケ谷区川島町1573番地
破産者　有限会社あべよし工事
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２号
横浜市鶴見区汐入町１丁目34番地13
破産者　アイティービーネットワーク株式会社
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２６号
長野県上田市下之郷813番地79
破産者　第一無線コンピュータシステム株式会社
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１４号
徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島860番地10
破産者　有限会社七宝建設
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第５９９０号
東京都東久留米市浅間町３丁目24―14
破産者　山元　憲一
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９５５号
千葉県香取市木内45―３、住民票上の住所千葉県香取市小見川171―10
破産者　木内　和生
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１４０号
埼玉県比企郡小川町大字角山580番地７
破産者　株式会社ばーくれい
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００８９号
東京都豊島区上池袋４丁目47―３―403、開始決定時の住所東京都荒川区南千住６丁目68―５―301
破産者　千葉　広美
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部